

第17回浜田市農業委員会総会 議事録

日時：令和4年6月24日（金）午前9時30分

場所：浜田市役所 4階 講堂ABC

1 出席委員

【農業委員】(13名)

1番 原田 義一	2番 三浦 寿紀	3番 佐々木京子	4番 柿元 信次	5番 川本 聖光
6番 野上 省三	9番 河崎 健	10番 宮崎 龍生	11番 玉田 一	13番 大崎 健太
14番 中田 善喜	16番 佐々森義見	17番 渡辺 弘之		

【農地利用最適化推進委員】(15名)

1番 前田 正典	3番 永見 繁廣	4番 小谷 保雄	6番 領家 悟	8番 岡本 定文
9番 藤若 裕香	10番 橋本 安延	11番 串崎 美之	12番 小松原常雄	14番 河野 恒弘
14番 近重 邦昭	16番 田村 邦麿	17番 岡田 勝	18番 大谷 数義	19番 長野 昭三

2 欠席委員

【農業委員】(6名)

7番 岡本 健治	8番 青葉 真	12番 高橋 伸幸	15番 林 秀司	18番 奥迫 忠幸
19番 松山 純久				

【農地利用最適化推進委員】(3名)

2番 徳田マスエ	5番 小川 明人	13番 渡邊 弘登
----------	----------	-----------

3 提出議案

○協議・報告事項

認定電気通信事業者等が行う農地転用届について

○議案

議第1号 農業振興地域整備計画の変更について

議第2号 農用地利用集積計画の策定について

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第5号 農業委員会による最適化活動の推進等について

○その他

4 事務局出席職員

農業委員会事務局	:	官澤事務局長、岡本農地係長、佐々木主任主事
農林振興課	:	山本農業振興係長、松本事務員
しまね農業振興公社	:	植本農地集積相談員

議 長	<p>おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまから第17回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、農業委員の 7番 岡本委員、8番 青葉委員、12番 高橋委員、15番 林委員 18番 奥迫委員、19番 松山委員 推進委員の2番 徳田委員、5番 小川委員、13番 渡邊委員 以上9名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>また早退は、15番の林委員から早退の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、「16番 佐々森委員」「17番 渡辺委員」です。</p>
議 長	<p>それでは、議事「報告事項」に入ります。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告事項の認定電気通信事業者等が行う農地転用届について説明いたします。</p> <p>この届出は、すべて携帯電話無線基地局の設置です。</p> <p>工期は、「5号」が令和5年3月までの予定です。</p> <p>また、「6～12号」については、事業上、急がなければならないということで、令和4年8月末までの予定ということで届出されています。</p> <p>なお、農用地区域に入っております基地局につきましては、今後、除外手続きされます。</p> <p>以上です。ご確認をお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>質疑なし</p>
議 長	<p>続きまして、議事・議案に入ります。</p> <p>「議第1号、農業振興地域整備計画変更」について、浜田市より意見を求められております。それでは、農林振興課の説明をお願いいたします。</p>
農業振興係長	<p>(農業振興地域整備計画変更理由書の説明)</p>
議 長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>何かご意見等がございましたら、お願いいたします。</p> <p>事前にお配りしておりますので、お目通しはされておると思いますが、何かございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。</p>
委員意見	<p>委員意見なし</p>
議 長	<p>無いようですので、今回の農業振興地域整備計画変更につきまして、ご承認いた</p>

	<p>だけです農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>
議長	<p>ありがとうございました。 挙手、全委員でございますので、農業振興地域整備計画変更につきまして、そのように回答いたします。</p>
議長	<p>続きまして、議第2号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、議決を求められております。 農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。 農業者の方から申し出のありました利用権設定は、「10 件、30 筆、32,917 m²」で、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断され、提出されています。 公告期間は「令和4年6月27日から令和4年7月10日」までの14日間、開始日を「令和4年7月1日以降」としております。 ご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などがありましたらお願いします。</p>
委員	<p>質疑なし</p>
議長	<p>無いようですので採決に入ります。 「農用地利用集積計画について」、原案どおり、承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>
議長	<p>挙手 全委員です。承認いたします。</p>
議長	<p>続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。 「6号」について説明いたします。 転用目的は「公衆用道路」で、市道から自宅建設予定地への進入路として利用し</p>

	<p>たいという申請です。 土地の所在は、国分町の田、1筆、204㎡です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、第2種農用地と判断いたしました。 排水につきましては、雨水のみで周辺に影響なく、万一の場合は責任を持って対処されます。</p> <p>続きまして、「7号」について説明いたします。 転用目的は「墓地」で、現在の墓地は山の中の傾斜地にあり土砂崩れの恐れがあり、自己所有の平坦で安全な場所へ移設したいという申請です。 土地の所在は、金城町小国の畑、1筆、10㎡です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で第2種農用地と判断いたしました。 周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、墓地申請の手続きは、環境課を通じて行っておられます。 以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 「6号」について、「14番 中田委員 もしくは 河野委員」お願いします。</p>
14番 中田委員	<p>先般、市の担当者及び河野委員と現場の確認に参りました。 写真のとおり特に問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>「7号」について、「9番 河崎委員 もしくは 藤若委員」お願いします。</p>
9番 河崎委員	<p>先日、15日に現場確認を事務局と本人さんと一緒に行いました。 問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>第4条許可申請について説明がありましたが、何かご意見やご質問などがありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>質疑なし</p>
議 長	<p>無いようですので、採決に入ります。 第4条申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>
議 長	<p>挙手 全委員 です。許可いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、「議第4号、農地法第5条」の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>

	<p>農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいという申請です。</p> <p>「8号」の所有権移転の許可申請について、資料をご覧ください。 転用目的は、「個人住宅」です。 土地の所在は、河内町の田、1筆、251㎡です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、第2種農地と判断いたしました。 この案件につきましては、土地の一部を駐車場として使用されていたので顛末書を添付、また、現地確認の際、すでに側溝施設資材を申請地に配置されていたので始末書を添付いただいております。 資金証明は添付されております。 なお、土砂が流出し、農地に影響がないようコンクリートブロック土留など対策を行い、生活排水は合併浄化槽、雨水は市道側溝へ排水するため周囲に影響はなく、万一の場合は責任を持って対処する。と申請されています。</p> <p>「9号」は親子間の使用貸借による転用の許可申請です。 転用目的は「事業用倉庫兼車庫、資材置場」で、電気工事業を営んでいるが、倉庫棟を設置する場所が不足していたため、自宅近くで利便性が良い申請地に設置したいという申請で、期間は「許可日から永久」です。 土地の所在は、金城町久佐の畑、1筆、631㎡です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、第2種農地と判断いたしました。 残高証明書、融資証明書が添付されております。 なお、申請地にはバラスを敷設し表土の流出を防ぎ、雨水は地下浸透とされます。周辺は申請者の所有ですが、万一の場合は責任を持って対処されます。 以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>「8号」について「19番 長野委員」お願いします。</p>
19番 長野委員	<p>「8号」の件でございますが、先般、現地の方へ参りました。 先ほどの説明のように、すでに資材等おいてありましたので、事務局から現地で打合せ、始末書を提出するよう指導させていただきました。 申請をされた上側は浜田川で、昭和63年の時に豪雨災害があり、浜田川の流域は大変な災害を受けまして、おそらくこの場所もその当時、被害を受けられた場所ではないかというふうに、思います。 その後、河川改修とか、あるいは復旧工事とか、長年かけてやってこられた中で、この農地につきましては、何時かの時点で何らの形で埋められて、地目上農地で残っているというのが現状ではないかと思えます。 まわりにも建物が建っている状況でもありますし、被害対策も整っている状況でありますので、ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>「9号」について、「4番 柿元委員 もしくは 小谷委員」お願いします。</p>
4番 小谷委員	<p>この案件は先ほど説明がありましたように、親子間で行われるという内容で、以前に倉庫を建てたいという相談があり、自分で行うという意志でありましたので、私のわかる範囲で手続きなどについて説明しました。 写真を見ていただきますと、耕作をされていない畑ですが、この場所へ建てたいということでした。 今後は、息子さんも農業を手伝ったりしながら独立されてやっていかれますので、</p>

	<p>良い方向へ進むのではないかと思います。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>第 5 条許可申請について説明がありましたが、何かご意見やご質問などがありましたらお願いします。</p>
委員質疑	<p>委員質疑なし</p>
議 長	<p>無いようですので、採決に入ります。 「第 5 条の規定による許可申請について」、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>
議 長	<p>全委員 挙手です。許可といたします。</p>
議 長	<p>続きまして、「第5号 農業委員会による最適化活動の推進等について」、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(「第 5 号 農業委員会による最適化活動の推進等について」説明)</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、お願いします。 ありませんか。</p>
2 番 三浦委員	<p>遊休農地の発生防止の呼びかけはありますが、浜田市は農地全体を守るのではなくて守るべき農地と、仕方がない農地は諦めましょう、分けることが必要といわれましたが、1号の緑とか黄色の部分は、守るべき農地に入ってくるのですか。その整合性を伺います。 それと、新規参入の促進というのがありますが、新規就農希望者というのは、地元の人が含まれていて、I・Uターン者と同様に優遇されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>新規参入相談会の参加目標については考えておりませんが、今から支援センター等も含めて、相談対応をしていきたいと思えます。 遊休農地の発生防止ですが、国の施策として取り組んでいかなければいけないと思っております。 委員さんのいわれるとおり、分けられるところは分けていかなければならないと思っておりますので、委員さん方に協力をお願いしたいと思います。</p>
2 番 三浦委員	<p>私たちがパトロールを義務付けられていますが、浜田市がもうここは無理ですねと判断されるエリアを、私たちがパトロールしたり、土地の所有者に耕作してくださいと言わなければならないのですか。 守るべき農地を線引きしたものを、私たちに情報提供してください。</p>

事務局	現在のところ、線引きした農地はお示しすることはできませんのでご了承いただきたいと思います。
2 番 三浦委員	施政方針としてお示しいただいたものですが。
事務局	現在、作業中ですのでご了承ください。
13 番 大崎委員	<p>農業をしたいという若い方や、オーガニック野菜を作りたいという団体の方が34名おられて、そういう方に対して自分たち委員が入って支援をすることが遊休農地の解消に結び付くと思うので、そのような案件があれば教えていただきたい。</p> <p>例えば、農業をしたい方に「ここへなすやトウモロコシを試しに植えてみなさい」と言っている。</p> <p>自分は、田橋町和田を耕作しているのですが、いつまでも耕作できるかわからないため、誰かに継続して耕作いただくことを考えている。</p> <p>「家庭菜園がやってみたい」とか、「1反を3人で借りて」とか、「10名の方が借りれば小屋を建てる」とかというような話があらばうれしい。</p> <p>そういうことがあれば、耕作放棄の防止にもなると思います。</p>
議 長	その他意見はありませんか。
委 員	なし
議 長	<p>農地パトロールの方針に基づいて、パトロールをしなければいけないと思うのですが、農用地区域以外もパトロールしなければならないのでしょうか。</p> <p>周布町などは、ほとんどが住宅・工業地域で、不便なところが農用地区域として残っています。</p> <p>特に市街地などはいずれ住宅や工場になると思う。</p> <p>そのようなところまで農地パトロールをしなければならいのでしょうかと感じています。</p> <p>「第5号 農業委員会による最適化活動の推進等」については、農用地を最適化するための計画であり、全委員で対応するもので、全委員で承認いただくものです。</p> <p>大崎委員からもありましたように、耕作されるかたを探しておられますし、オーガニック野菜も作ってもらったりしています。</p> <p>それでは、意見が無いようですので採決に入ります。「第5号 農業委員会による最適化活動の推進等について」、ご承認いただける委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	～ 多数 挙手 ～
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>挙手多数ということで、「第 5 号 農業委員会による最適化活動の推進等について」は、承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>

議 長	その他、事務局から何かあればお願いします。
委 員	意見なし
議 長	続きまして、しまね農業振興公社の植本さん、報告事項等がありましたらお願いします。
農業振興公社 植本氏	(植本氏 説明)
議 長	そのほか、皆様方から何かありましたらお願いします。
委員	なし
議 長	その他、ご意見等、無いようですので、 以上を持ちまして、第17回総会を終了します。

終了 午前11時30分